吸収合併に係る事後開示書類

2020 年 1月 1日

福留ハム株式会社

2020年1月1日

吸収合併に係る事後開示書類

福留ハム株式会社
代表取締役社長　福原　治彦

当社は、2019年11月11日付で松戸福留株式会社（以下「松戸福留」という。）との間で締結した合併契約書に基づき、2020年1月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、松戸福留を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」という。）を行いました。本合併に関して会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は下記のとおりです。

記

１．吸収合併が効力を生じた日
2020年1月1日

２．吸収合併消滅会社における会社法第784条の２の規定による請求に係る手続の経過、会社法第785条及び第787条の規定並びに会社法第789条の規定による手続の経過

（１）吸収合併をやめることの請求
松戸福留は当社の完全子会社であったため、該当事項はありません。

（２）反対株主の株式買取請求
松戸福留は当社の完全子会社であったため、該当事項はありません。

（３）新株予約権買取請求
松戸福留は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

（４）債権者の異議
松戸福留は、会社法第789条第２項の規定に基づき、2019年11月15日付にて官報に公告による債権者に対する公告を行うとともに、債権者に対する個別の勧告を行いましたが、異議を述べた債権者はありませんでした。

３．吸収合併存続会社における会社法第 796 条の２の規定による請求に係る手続の経過、会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

（１）吸収合併をやめることの請求

本合併は、会社法 796 条第２項本文に規定する場合に該当するため該当事項は有りません。

（２）反対株主の株式買取請求

本合併は、会社法 796 条第２項本文に規定する場合に該当するため該当事項は有りません。

（３）債権者の異議

当社は、2019 年 11 月 15 日付にて官報および電子公告による債権者に対する公告を行いましたが、異議を述べた債権者はありませんでした。

４．吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本合併の効力発生日をもって、松戸福留の資産、負債その他一切の権利義務を承継しました。

５．会社法第 782 条第１項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項

別紙のとおりであります。

６．会社法第 921 条の変更の登記をした日

2020 年１月６日以降速やかに登記を行います。

７．前各号に掲げるもののほか、本合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以　上

吸収合併に係る事前開示書類

2019年11月15日

福留ハム株式会社

松戸福留株式会社

2019年11月15日

吸収合併に係る事前開示書類

福留ハム株式会社
代表取締役社長　中島　修治

松戸福留株式会社
代表取締役社長　目貫　啓治

福留ハム株式会社（以下「吸収合併存続会社」という。）及び松戸福留株式会社（以下「吸収合併消滅会社」という。）は、2019年11月11日付で合併契約書を締結し、2020年1月1日を効力発生日として吸収合併（以下「本合併」という。）を行うこととしました。

本合併に関し、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条並びに会社法第782条第1項及び会社施行規則第182条に定める事項は下記のとおりです。

記

1．吸収合併契約の内容

別添のとおり、2019年11月11日付で合併契約書を締結いたしました。

2．合併対価の相当性に関する事項

吸収合併存続会社と吸収合併消滅会社は、完全親子会社の関係にあることから、本合併に際して株式の発行及び金銭等の交付は行いません。

3．合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4．吸収合併消滅会社の新株予約権の定めの相当性に関する事項

該当事項はありません。

5．計算書類等に関する事項

【吸収合併存続会社】

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

吸収合併存続会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を中国財務局に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示資料に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

2020年3月期第2四半期において繰延税金資産の取り崩しを行い、法人税等調整額577百万円を計上いたしました。

【吸収合併消滅会社】

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

最終事業年度に係る計算書類等は別添のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

2019年11月12日付で資産（土地）194百万円を譲渡し、譲渡益約140百万円を計上いたします。

6．債務の履行の見込みに関する事項

2019年3月31日現在、吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の貸借対照表における総資産の額、負債の額及び純資産の額は下表のとおりです。

	総資産の額	負債の額	純資産の額
福留ハム株式会社 （吸収合併存続会社）	17,439百万円	11,811百万円	5,627百万円
松戸福留株式会社 （吸収合併消滅会社）	201百万円	829百万円	△627百万円

本合併後の吸収合併存続会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併後の吸収合併存続会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、吸収合併存続会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されていません。

従いまして、本合併後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みはあると判断しております。

7．上記1から6に掲げる事項に変更が生じた場合の変更後の当該事項

事前開示開始日以降に上記事項に変更が生じたときは、変更後の内容をただちに開示いたします。

以　上



合 併 契 約 書

福留ハム株式会社（以下「甲」という。）と松戸福留株式会社（以下「乙」という。）とは、以下の通り合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条（合併）

甲と乙は、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下「本合併」という。）する。

2　本合併を行う当事会社の商号及び住所は、以下の通りである。

(1) 甲　吸収合併存続会社

商号　福留ハム株式会社

住所　広島県広島市西区草津港二丁目６番７５号

(2) 乙　吸収合併消滅会社

商号　松戸福留株式会社

住所　千葉県松戸市稔台六丁目８番地９

第２条（効力発生日）

本合併の効力発生日は、令和２年１月１日とする。但し、本合併の手続進行等の都合により甲と乙は協議の上、これを変更することができる。

第３条（本合併に際して交付する株式及びその割当て）

甲は、乙の全株式を所有しているため、本合併に際して新株式の発行を行わず、乙の株主に対して株式その他の財産を交付しない。

第４条（簡易・略式合併）

甲は、会社法第 796 条第２項に基づく簡易合併により、乙は同法第 784 条第１項に基づく略式合併により、株主総会における合併承認の決議を経ることなく合併する。

第５条（会社財産の引継ぎ）

乙は、効力発生日の前日現在の資産、負債その他の権利義務の一切を、効力発生日において甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

2　乙は、効力発生日の前日現在の資産及び負債の状況を示す計算書（承継貸借対照表）を作成し、甲に交付する。

第６条（従業員の取扱い）

甲は、効力発生日において、乙の従業員全員を引き継ぎ、従業員に関する取扱いについては、甲と乙で別途協議の上、これを定める。

第７条（善管注意義務）

甲と乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良な管理者の注意義務をもって、それぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行うものとし、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼすような行為をなす場合には、予め甲と乙は協議してこれを行うものとする。

第８条（条件の変更及び本契約の解除）

本契約の締結の日から本合併の効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲または乙の財産状態、または経営状態に重大な変動が生じた場合、若しくは著しく重大な隠れたる瑕疵が発見された場合には、別途協議の上、合意により本合併の条件その他本契約の内容を変更し、または本契約を解除することができる。

第９条（協議事項）

本契約に定めなき事項及び本契約の規定の解釈につき疑義ある事項については、甲と乙は、協議の上合意によりこれを定める。

本契約締結の証として本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和元年１１月１１日

（甲）広島市西区草津港二丁目６番７５号
福留ハム株式会社
代表取締役　中島　修治　㊞

（乙）千葉県松戸市稔台六丁目８番地９
松戸福留株式会社
代表取締役　目貫　啓治　㊞

第　27　期

自　平成30年　4月　　1日
至　平成31年　3月　31日

事　業　報　告　書

千葉県松戸市稔台六丁目八番地九

松戸福留株式会社

貸借対照表

平成31年3月31日現在(単位:円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	7,058,560	流動負債	9,554,822
現金預金	4,830,054	未払金	5,732,222
前払費用	0	預り金	0
未収入金	2,228,506	仮受金	0
		未払法人税等	180,000
		未払事業所税	846,900
		賞与引当金	1,800,000
		未払消費税等	995,700
		固定負債	820,000,000
		長期借入金	0
固定資産	194,604,794	関係長期借入金	820,000,000
有形固定資産	194,604,794	負債合計	829,554,822
建物	0	純資産の部	
構築物	0	株主資本	△ 627,891,468
機械及び装置	0		
工具器具備品	0	資本金	50,000,000
車両運搬具	0	利益剰余金	△ 677,891,468
		繰越利益剰余金	
土地	194,604,794		
		純資産合計	△ 627,891,468
資産合計	201,663,354	負債・純資産合計	201,663,354

損 益 計 算 書

自　平成30年　4月　　1日
至　平成31年　3月　31日　　(単位:円)

科　　目	金額 内　訳	金額 合　計
経常損益の部		
営業損益の部		
営 業 収 益		64,234,156
加 工 賃 収 入	64,234,156	
営 業 費 用		73,016,645
売 上 原 価	73,016,645	
営 業 利 益		-8,782,489
営業外損益の部		
営 業 外 収 益		3,670,375
受 取 利 息	135	
その他の営業外収益	3,670,240	
営 業 外 費 用		6,560,002
支 払 利 息	0	
その他の営業外費用	6,560,002	
経 常 利 益		-11,672,116
特 別 損 失		149,119,926
固定資産除却損		542,300
減 損 損 失		148,577,626
税引前当期純利益		-160,792,042
法 人 税 等		180,000
当 期 純 利 益		-160,972,042

株主資本等変動計算書

当事業年度（自　平成30年4月1日　至　平成31年3月31日）　（単位：円）

項目	株主資本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		株主資本合計	
		資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成30年3月31日 残高	50,000,000	0	△ 516,919,426	△ 516,919,426	△ 466,919,426	△ 466,919,426
当事業年度中の変動額						
剰余金の配当				0	0	0
当期純利益			△ 160,972,042	△ 160,972,042	△ 160,972,042	△ 160,972,042
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)						0
事業年度中の変動額合計	0	0	△ 160,972,042	△ 160,972,042	△ 160,972,042	△ 160,972,042
平成31年3月31日 残高	50,000,000	0	△ 677,891,468	△ 677,891,468	△ 627,891,468	△ 627,891,468